

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	予防接種関連事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

九度山町は、予防接種関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

和歌山県 九度山町長

公表日

令和5年9月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種関連事務
②事務の概要	<p>【事務の概要】 予防接種法に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、九度山町内に居住する者に対し期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務の報告、実費徴収等の事務及び当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。 また、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務を行う。</p> <p>【事務の内容】 ①予防接種法による予防接種の実施に関する事務 ②予防接種法による健康被害救済の給付の支給に関する事務 ③予防接種法による実費の徴収に関する事務 ④新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 ⑤新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p>
③システムの名称	健康管理システム(予防接種)、中間サーバー、団体内統合宛名システム、情報連携システム、ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル、新型コロナウイルスワクチン接種記録ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項、別表第一 10項、93の2項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2 3. 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 4. 番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号、別表第二 16-2、16-3、115-2項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の2の2、第59条の2 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号、別表第二 16-2、17、18、19、115-2項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒648-0198和歌山県伊都郡九度山町九度山1190 九度山町役場総務課 電話番号:0736-54-2019(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒648-0198和歌山県伊都郡九度山町九度山1190 九度山町役場総務課 電話番号:0736-54-2019(代表)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月12日	I、5、② 所属長	森 町子	横田 武志	事後	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更にあたらないため。
平成29年4月12日	II、1 いつ時点の計数か	平成27年11月30日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更にあたらないため。
平成29年4月12日	II、2 いつ時点の計数か	平成27年11月30日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更にあたらないため。
平成29年4月12日	I、4、② 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 17,18,19	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号、別表第二 16-2、18項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第13条 (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号、別表第二 16-2、17、18、19項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2	事後	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更にあたらないため。
平成29年4月12日	I、3、法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 10	1. 番号法第9条第1項、別表第一 10項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条	事後	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更にあたらないため。
平成29年4月12日	I、1、③システムの名称	予防接種システム	予防接種システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム	事後	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更にあたらないため。
平成30年4月1日	II、1 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更にあたらないため。
平成30年4月1日	II、2 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更にあたらないため。
平成30年4月1日	I、1、③システムの名称	予防接種システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム	健康管理システム（予防接種）、中間サーバー、団体内統合宛名システム、情報連携システム	事後	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更にあたらないため。
平成30年4月1日	I、5、② 所属長の役職名	横田 武志	課長	事後	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更にあたらないため。
平成31年4月1日	II、1 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更にあたらないため。
平成31年4月1日	II、2 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更にあたらないため。
平成31年4月1日	IV リスク対策	—	新規記載	事後	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更にあたらないため。
令和2年4月1日	II、1、いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更にあたらないため。
令和2年4月1日	II、2、いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更にあたらないため。
令和2年4月1日	IV、8、実施の有無	[○]自己点検	[○]内部監査	事後	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更にあたらないため。
令和2年12月9日	I、1、事務の概要	予防接種法に基づき、予防接種対象者を把握し、予防接種を勧奨・実施することで公衆衛生の向上を図っている。特定個人情報ファイルは以下の事務に使用している。 ・予防接種の実施 ・予防接種の実施の依頼及び実施に必要な協力 ・予防接種の実費徴収及び審査 ・予防接種による健康被害救済給付の受理等 ・予防接種に関する記録の作成	【事務の概要】 予防接種法に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、九度山町内に居住する者に対し期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務の報告、実費徴収等の事務及び当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。 また、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務を行う。 【事務の内容】 ① 予防接種法による予防接種の実施に関する事務 ② 予防接種法による健康被害救済の給付の支給に関する事務 ③ 予防接種法による実費の徴収に関する事務 ④ 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務	事前	令和3年6月版データ標準レイアウトにより新たに情報連携が開始される事務が追加されるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月9日	I、3、法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項、別表第一 10項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条	1. 番号法第9条第1項、別表第一 10項、93の2項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2	事前	令和3年6月版データ標準レイアウトにより新たに情報連携が開始される事務が追加されるため。
令和2年12月9日	I、4、②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号、別表第二 16-2、16-3、115-2項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第13条(情報照会の根拠) 番号法第19条第7号、別表第二 16-2、17、18、19項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号、別表第二 16-2、16-3、115-2項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の2の2、第59条の2 (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号、別表第二 16-2、17、18、19、115-2項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2	事前	令和3年6月版データ標準レイアウトにより新たに情報連携が開始される事務が追加されるため。
令和2年12月9日	II、1、評価対象の事務の対象人数は何人か	1,000人未満(任意実施)	1,000人以上1万人未満	事前	令和3年6月版データ標準レイアウトにより新たに情報連携が開始される事務が追加されるため。
令和2年12月9日	II、1、いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和2年12月1日 時点	事前	令和3年6月版データ標準レイアウトにより新たに情報連携が開始される事務が追加されるため。
令和3年4月1日	II、1いつ時点の計数か	令和2年12月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にとらならないため。
令和3年4月1日	II、2いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にとらならないため。
令和3年4月1日	IV、8、実施の有無	[○]内部監査	[○]自己点検	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にとらならないため。
令和3年9月1日	I-4 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にとらならないため。
令和4年3月1日	I、1、②事務の概要	【事務の内容】 ①予防接種法による予防接種の実施に関する事務 ②予防接種法による健康被害救済の給付の支給に関する事務 ③予防接種法による実費の徴収に関する事務 ④新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務	【事務の内容】 ①予防接種法による予防接種の実施に関する事務 ②予防接種法による健康被害救済の給付の支給に関する事務 ③予防接種法による実費の徴収に関する事務 ④新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 ⑤新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象のため
令和4年3月1日	I、1、③システムの名称	健康管理システム(予防接種)、中間サーバー、団体内統合宛名システム、情報連携システム	健康管理システム(予防接種)、中間サーバー、団体内統合宛名システム、情報連携システム、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象のため
令和4年3月1日	I、2特定個人情報ファイル名	予防接種情報ファイル	予防接種情報ファイル、新型コロナウイルスワクチン接種記録ファイル	事後	特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象のため
令和4年3月1日	I、3法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項、別表第一 10項、93の2項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2	1. 番号法第9条第1項、別表第一 10項、93の2項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2 3. 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 4. 番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象のため
令和4年9月15日	II、1いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にとらならないため。
令和4年9月15日	II、2いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にとらならないため。
令和5年9月14日	II、1いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にとらならないため。
令和5年9月14日	II、2いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にとらならないため。